

● 免許状更新講習の内容に係る各種規定

教育職員免許法（昭和二十四年五月三十一日法律第四百七号）抄

（免許状更新講習）

第九条の三 免許状更新講習は、大学その他文部科学省令で定める者が、次に掲げる基準に適合することについての文部科学大臣の認定を受けて行う。

- 一 講習の内容が、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための課程（その一部として行われるものを含む。）であること。
 - 二 講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために相当と認める課程を有する大学において、当該課程を担当する教授、准教授又は講師の職にある者
 - ロ イに掲げる者に準ずるものとして文部科学省令で定める者
 - 三 講習の課程の修了の認定（課程の一部の履修の認定を含む。）が適切に実施されるものであること。
 - 四 その他文部科学省令で定める要件に適合するものであること。
- 2 前項に規定する免許状更新講習（以下単に「免許状更新講習」という。）の時間は、三十時間以上とする。
 - 3 免許状更新講習は、次に掲げる者に限り、受けることができる。
 - 一 教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者
 - 二 教育職員に任命され、又は雇用されることとなつている者及びこれに準ずるものとして文部科学省令で定める者
 - 4 前項の規定にかかわらず、公立学校の教員であつて教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修（以下この項及び次項において単に「指導改善研修」という。）を命ぜられた者は、その指導改善研修が終了するまでの間は、免許状更新講習を受けないことができる。
 - 5 前項に規定する者の任命権者（免許管理者を除く。）は、その者に指導改善研修を命じたとき、又はその者の指導改善研修が終了したときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。
 - 6 前各項に規定するもののほか、免許状更新講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年十月二十七日文部省令第二十六号）

第七章の三 免許状更新講習

第六十一条の十一 免許状更新講習に関し必要な事項は、免許法に定めるもののほか、免許状更新講習規則の定めるところによる。

免許状更新講習規則（平成二十年三月三十一日文部科学省令第十号）

（講習の内容）

第四条 免許法第九条の三第一項第一号に規定する文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項
- 二 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項

2 前項第一号及び第二号に規定する事項の詳細な内容は、文部科学大臣が別に定める。

（講習の講師）

第五条 免許法第九条の三第一項第二号ロに規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 第一条第一号に掲げる者の職員であつて、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を担当している者
- 二 大学又は大学共同利用機関の職員であつて、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項について教授し、又は研究に従事している者
- 三 第一条第二号に掲げる者の職員であつて、学校教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者
- 四 文部科学大臣が前三号に掲げる者に準ずる者として認める者

（修了認定の方法及び基準）

第六条 修了認定は試験による成績審査に合格した者に対して行うものとし、当該修了認定の基準は、文部科学大臣が別に定める。

（運営）

第七条 免許状更新講習の開設者は、適切な方法により、自ら実施する免許状更新講習の内容等に関する受講者の意向を把握し、当該意向を適切に反映するよう努めなければならない。

2 免許状更新講習の開設者は、免許状更新講習を行った後、当該免許状更新講習の運営状況、効果等について評価を行い、その結果に基づき当該免許状更新講習の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その水準の向上に努めなければならない。

3 免許状更新講習の開設者は、前項の評価を行った後、遅滞なく、当該評価の結果を文部科学大臣に報告するものとする。

●免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令第六条に規定する修了認定の基準を定める件（平成二十年三月三十一日文部科学省告示第五十号）

免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）第四条第二項及び第六条の規定に基づき、免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令第六条に規定する修了認定の基準を定める告示を次のように定める。

免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令第六条に規定する修了認定の基準を定める告示

- 1 免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号）第四条第二項に規定する事項の詳細な内容は、次の表に掲げる項目及び内容を含むものとする。

事項（時間数）	項目	内容
一 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項 （十二時間以上）	教職についての省察	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察
	子どもの変化についての理解	イ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。） ロ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
	教育政策の動向についての理解	イ 学習指導要領の改訂の動向等 ロ 法令改正及び国の審議会の状況等
	学校の内外における連携協力についての理解	イ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ロ 学校における危機管理上の課題
二 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項 （十八時間以上）		幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題

- 2 免許状講習規則第六条に規定する修了認定の基準は、前項の表に掲げる各事項毎の項目及び内容について基礎的な知識技能を有することとする。

附 則

この告示は平成二十一年四月一日より実施する。